

宮崎県職員採用アニメーション等制作業務委託 企画提案競技実施要領

1 目的

「宮崎県職員採用アニメーション等制作業務」の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

宮崎県職員採用アニメーション等制作業務委託仕様書による。

3 契約上限額

550,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月1日（金）まで

5 参加資格者要件

- (1) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (3) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (4) 県税に未納がないこと。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者ではない者。
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- (1) 実施公告：令和5年11月16日（木）
- (2) 事前説明会受付期限：令和5年11月27日（月）午後4時
- (3) 事前説明会：令和5年11月28日（火）
- (4) 質問書受付期限：令和5年12月1日（金）午後4時
- (5) 企画提案競技参加申込期限：令和5年12月5日（火）午後4時
- (6) 企画提案書等提出期限：令和5年12月12日（火）午後4時
- (7) 審査結果通知：令和5年12月下旬 ※予定

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会

企画提案競技に伴う事前説明会を実施する。

① 受付期限

令和5年11月27日（月）午後4時

② 開催日時

令和5年11月28日（火）午後3時から午後4時

③ 説明会形式

オンライン（説明会参加者には電子メールで招待 URL をお送りします。）

※ 事前説明会に参加できない場合は、説明会で使用した資料を提供します。

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙1）を提出すること。

① 提出先

下記13を参照

② 提出期限

令和5年12月5日（火）午後4時まで（必着）

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(3) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

別添1「宮崎県職員採用アニメーション等制作業務委託 審査基準表」の項目に沿って提案書を作成し、ア～オについて記載すること。

ア 実施体制

イ 業務スケジュール

ウ アニメーション及びマンガのコンセプト

エ アニメーション及びマンガのデザイン画

オ アニメーション及びマンガのストーリー

カ マンガ冊子のページ数及び部数

② 提出書類

ア 企画書（10部）

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4判とし、ページ番号を挿入する。

イ 見積書（原本1部、写し10部）

- ・ 業務委託仕様書に定める各項について積算した見積書を提出すること。
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。

ウ 誓約書（1部）

- ・ 別紙2により提出すること。

③ 提出先

下記13参照

④ 提出期限

令和5年12月12日（火）午後4時まで（必着）

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(4) プレゼンテーション

実施しない。

(5) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、個別に回答する。企画提案競技質問書（別紙3）を提出すること。

① 提出先

下記13参照

② 提出期限

公告の日から令和5年12月1日（金）午後4時まで（必着）

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

9 審査及び委託先の決定方法

(1) 審査

提出された企画提案について、別に設置する審査委員会において選定するものとし、最も優れた企画を提案した者を受託者として選定する。

なお、提出された企画提案書の内容について、提案者へ質問を行うことがある。

(2) 審査の通知

採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

- (3) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。
- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
 - ② 提案書を期限までに提出しないとき
 - ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
 - ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
 - ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
 - ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

10 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

11 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

12 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 著作権法等関係法令に抵触しないこと。

13 書類提出及び提案に関する問合せ先

〒880-0805

宮崎市橘通東1丁目9番10号（宮崎県庁3号館5階）

宮崎県人事委員会事務局総務課任用担当（小川、長友）

電話：0985-26-7259

F A X：0985-32-4450

E - m a i l：jinji-somu@pref.miyazaki.lg.jp